

# 奈良県知的財産戦略推進事業 公募型プロポーザル 業務仕様書

## 1 業務名

奈良県知的財産戦略推進事業業務委託

## 2 業務の目的

本事業は、県内における知的財産の活用促進を通じて、次世代の創造力育成、企業の競争力強化、並びに地域経済の活性化を図ることを目的とし、知的財産に対する理解を深め、県全体での知的財産活用の機運を高めるため、次の3つの取組を行う。

- ・次世代を担う児童生徒の創造力育成のためイベント実施
- ・企業人材の知的財産に対する理解促進のためのセミナー
- ・開放特許等の活用支援を通じたオープンイノベーション推進活動

これらの取組により、県内における新たな価値創出を後押しし、地域経済の持続的発展を目指す。

## 3 委託期間

契約締結の日から令和8年3月13日（金）まで

## 4 委託上限額

金2,700,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

## 5 業務の内容

知的財産の創造・保護・活用の促進、知的財産の管理・活用に携わる主体となるべき人材の育成と企業意識の啓発を行うとともに、開放特許等の活用による県内企業のオープンイノベーション促進を図るため、次に掲げる業務を実施する。

### （1）次世代を担う児童生徒の創造力育成のためのイベント実施

（目的）県内の小・中学生を対象に、知的財産にかかる意識醸成を促す。

（内容）子供たちが自らの手で発明や工夫を形にした作品を募集・展示し、優秀作品を表彰するイベントを実施する。

- ・7月中旬頃までに、県内の全小・中学校に作品の募集案内をする。

（夏休みの宿題等で提出する自由作品も応募可とする。）

- ・10月17日（金）に審査会を実施する。

（近畿経済産業局、奈良県産業振興総合センター、奈良県教育委員会、NHK奈良放送局、毎日新聞奈良支局、日本弁理士会関西会奈良地区会、奈良県中学校理科教育研究会、奈良県小学校理科教育研究会、（一社）奈良県発明協会へ審査を依頼する。なお、審査に対する謝金が必要となる場合は、受託者で負担すること。）

（審査の視点は下記の通り。）

- ・アイデアが加味されていること。また、新規性があること。
- ・アイデアに技術・デザインの要素が加味されていること。
- ・アイデアにメリット（発明・工夫の効果）があること。
- ・作品は丈夫で動作が完全であること。）

（応募された全作品について審査し、優秀な作品を22点選考し、近畿経済産業局長賞1点、奈良県知事賞1点、奈良県議会議長賞2点、奈良県教育委員会賞2点、奈良県産業部長賞2点、奈良県発明協会賞2点、NHK奈良放送局長賞2点、毎日新聞奈良支局長賞2点、日本弁理士会関西会会長賞2点、奈良県市長会長賞2点、奈良県町村会長賞2点、奈

良縣市町村教育委員会連合会長賞2点を決定する。)

- ・10月18日(土)～10月19日(日)に展示会を実施する。
  - ・11月26日(水)に表彰式を実施する。  
(審査会で選考した入賞作品全22名の作者へ、賞状および副賞；賞名入りの盾を授与する。必要な費用は受託者が負担し、賞状は県の指定する機関へ発行を依頼すること。)
  - ・入賞作品については、全国規模の発明作品展へ出展する。  
(出展にかかる作品輸送費等は、受託者が負担すること。)
- ※審査会・展示会・表彰式の開催場所は、イオンモール大和郡山を想定。  
(会場使用料は不要であるが、机等の必要な備品は受託者で準備し、作品の搬入出にかかる費用についても、必要に応じ受託者が負担すること。  
会場使用については、イオンモール大和郡山・県の担当者と別途打ち合わせが必要。)

※利用可能な会場の日程(イオンモール大和郡山イオンホール)

- ・10月15日(水)～10月20日(月)
- ・11月26日(水)

## (2) 企業人材の知的財産に対する理解促進のためのセミナー

(目的) 中小・ベンチャーを中心とした県内企業において、知的財産活用推進の主体となる人材の育成を図る。

(内容) 知的財産を事業・経営戦略に活かすためのノウハウやスキル向上を目指したセミナーを5件以上実施する。なお、下記(A)(B)にかかるテーマは少なくとも1件ずつ実施すること。また、セミナーについては、オンラインやアーカイブ閲覧などWebに対応した形式で実施すること。

(A) 特許庁等による知的財産支援施策(研究開発・特許出願活動に役立つ特許情報調査方法、模倣品対策支援制度等)に関すること。

(B) 知財流通に関すること。

## (3) 開放特許等の活用支援を通じたオープンイノベーション推進活動

(目的) 中小・ベンチャーを中心とした県内企業を対象に、開放特許等を活用した新製品の開発や新規事業の開拓を促す。

(内容) ① 県内企業20社以上にヒアリングを行い、技術的課題について調査する。  
② ①の課題について、開放特許等の活用により課題解決が可能か検討する。  
③ ②の検討を踏まえて、県内企業5社以上に開放特許等の活用による課題解決を提案する。また、権利者・技術所有者とのコーディネートを行う。

## (4) その他本件業務の遂行に関連する業務

## 6 実施体制等

本事業を行うため、業務を円滑にできる事業推進体制を整備すること。

## 7 実施場所

奈良県との打合せ等は、オンラインまたは奈良県の指定する場所で行うものとする。

## 8 成果物

受託者は期限までに次に掲げる事項に留意の上、業務に関する成果物を奈良県に提出するものとする。

### (1) 納入物

(ア) 中間報告書

受託者は中間報告として、9月末までの遂行の状況について、10月14日までに奈良県産業振興総合センター所長に報告すること。報告に際しては、事業実施の概要、主な事業の実施状況を記載すること。なお、様式は指定しない。

(イ) 完了報告書

受託者は委託事業が完了したときは、その日から起算して8日を経過した日までに事業実施実績を奈良県産業振興総合センター所長に報告すること。報告に際しては、事業実施の概要、主な事業の実施状況、実施体制、実施の成果を記載すること。なお、様式は指定しない。

(2) 納入場所

奈良県産業振興総合センター（奈良市柏木町 129-1）

(3) その他（成果物の帰属と秘密保持）

本業務により得られた成果物は、甲に帰属するものとする。受託者は、本業務の処理上、知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を受けたときはこの限りではない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。業務完了後もまた同様とする。

## 9 経理処理

経理処理にあたっては、次の点に留意すること。

- (1) 受託者は一般管理費として、5に記載の業務を実施するために要した経費の合計額に、10%を上限とした一般管理費率を乗じて算出した額を、4の委託上限額の範囲内で、計上する事が出来る。
- (2) 当該業務にかかる経理処理について、他の経理と明確に区分した会計帳簿を備えるとともに、収入額及び支出額を記載し、経費の用途を明らかにすること。
- (3) 経理にあたっては、その支出の内容を証する書類を整備し、会計帳簿とともに、事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、奈良県知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供することができるよう保存すること。
- (4) 委託契約額が確定した結果、委託により発生した収入があるときは、奈良県は受託者に対し返還を求めることがある。

## 10 その他留意事項等

- (1) 奈良県知的財産戦略推進事業について、奈良県がその取組状況や成果を公表する場合がある。
- (2) 本業務に必要な機器、開発ツール、媒体、事務用品等の調達、場所の確保、交通費、通信費等については、乙の負担とする。
- (3) 業務に当たり使用する図表やデータ、画像等の著作権及び使用权等の権利については、乙において使用許可等を得ること。また、これらを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害した場合は、乙はその一切の責任を負うこと。
- (4) 乙は、本委託業務の実施に当たり、乙の責めに帰する事由により甲に損害を与えた時や、乙の行為が原因で第三者その他に損害が生じた場合には、その損害を賠償しなければならない。
- (5) 業務の実施に際して入手した個人情報及びデータの管理にあたっては、奈良県個人情報保護条例の趣旨を踏まえるとともに、別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守し、厳正な管理を行い、本事業の実施以外の目的で使用してはならない。
- (6) 本業務実施にあたっては、別記2「公契約条例に関する遵守事項」を遵守する

こと。

- (7) 本仕様書に定めのない事項又は業務上疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

## <別記1> 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第6 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(取扱状況についての指示等)

第10 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第12 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

## <別記2>

### 公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
  - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
  - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
  - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
  - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
  - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。